

平成19年第3回

福島町議会定例会

議会提出議案

福島町議会

発議第 1 号

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 19 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員 長 滝川 明子

福島町条例第 号

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島町政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年福島町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政務調査費) 第 3 条 政務調査費は、月額 5,000 円（年額 60,000 円）を月の初日に在職する議員に対し交付する。 2 (略)	(政務調査費) 第 3 条 政務調査費は、月額 5,000 円（年額 60,000 円）を月の初日に在職する議員に対し交付する。 2 (略) 3 <u>任期の最終年度に属する月(4月から8月)はこれを交付しない。</u>
(交付申請) 第 4 条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4 月 30 日までに別に定める様式により政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。 2 年度の途中において、 <u>補欠選挙</u> により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月 10 日までに政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。 (中略)	(交付申請) 第 4 条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4 月 30 日までに別に定める様式により政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。 2 年度の途中において、 <u>選挙</u> により議員が当選したとき(補欠選挙、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月 10 日までに政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。 (中略)

(交付請求及び交付方法)

第 6 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の 10 日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務調査費を町長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 (略)

3 年度の途中において、**補欠選挙**により議員が当選したとき(**繰上補充**又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該当選議員に対し交付する。

(以下略)

(交付請求及び交付方法)

第 6 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の 10 日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務調査費を町長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 (略)

3 年度の途中において、**選挙**により議員が当選したとき(**補欠選挙、繰上補充**又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該当選議員に対し交付する。

(以下略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し平成 19 年 9 月 1 日から適用する。